

ご旅行条件書 ※お申込み前に必ずお読みください。

このご旅行は、一般社団法人勝浦市観光協会(以下「当協会」という)が企画し実施するものであり、このご旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)第9条第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます。)の一部として取り扱います。

1 お申込み方法と契約の成立

- 当協会が定める旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に必要事項を記入の上、お申込金(旅行代金の20%又は旅行代金)を添えて当協会窓口にてお申込みください。当協会が契約の締結を承諾し、お申込金を受理したときに契約が成立するものとします。
- 当協会は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段による予約を受け付ける場合があります。当協会が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(又は当協会が別に定める期間内)に本項(1)に定めるお申込書とお申込金を当協会窓口で受理又はお申込金については当協会が指定する口座にお振込いただいた時点で契約が成立するものとします(お振込の場合の振込手数料はお客様のご負担となります)。当該期間内にお申込金のお支払い又はお振込がなされないときは、当協会は予約が無かったものとして取扱います。
- お申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- 当協会は、契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。

2 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料金)、宿泊料金及び税・サービス料、食事料金及び税・サービス料、ガイド料、添乗員同行コースの場合の添乗員経費等が含まれています。これらの諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。

3 お申込み条件

- 健康を書している方、車椅子などの器具をご利用の方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬が利用される方その他参加にあたり特別な配慮を必要とする方は、お申込み時にその旨をお申し出ください。この場合、当協会は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。また、必要により同伴者の同行などを条件とさせていただきますほか、お客様からお申し出いただいた特別な措置を手配することができない場合はコースの一部内容を変更又は契約を解除させていただく場合があります。
- 当協会は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他当協会が指定する条件を満たしていないとき。
 - 応募のお客様が募集予定数に達したとき。
 - お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が、当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - その他当協会の業務上の都合があるとき。

4 確定書面の交付

第1項(4)の契約書面において、旅行日程、運送機関及び宿泊機関の名称が確定されない場合、これらが記載された確定書面(最終日程表)は、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降のお申込みに関しては旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに交付いたします。また、交付期日前であっても、お問い合わせいただければ当協会は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金(お申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日までの契約書面に記載された期日までに当協会窓口でお支払いいただくか当協会指定の口座にお振込ください(振込の場合の手数料はお客様のご負担となります)。

6 契約内容の変更

当協会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延等)その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

7 旅行代金の額の変更

- 当協会は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知いたします。減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当協会は、第6項に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したることによる場合は除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当協会は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更する場合があります。

8 旅行者の交替

お客様は、あらかじめ当協会の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当協会所定の用紙に所定の事項を記入の上、

当協会に提出していただきます。この際、交替に要する実費を申し受けます。

9 お客様による旅行契約の解除

- お客様は、いつでも次に定める取消料(お一人様につき)を当協会にお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。ただし、旅行契約解除のお申出は、当協会の営業時間内にお受けいたします。この場合、すでにお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。また、申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
① 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(②から⑤までの場合を除く。)	旅行代金の20%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(③から⑤の場合を除く。)	旅行代金の30%
③ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
④ 旅行開始当日に解除する場合(⑤に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
⑤ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- 出発日及びコースの変更はできません。本項(1)に定める取消料をお支払いいただき、取消の上改めて変更後の出発日及びコースの旅行にお申込みいただけます。ただし、旅行開始前にお客様からお申し出があり、当協会が支障がないと判断した場合に限り変更の取り扱いをいたします。
- お客様は、次に掲げる場合においては、本項(1)に掲げる規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 当協会によって契約内容に重要な変更が行われたとき。ただし、その内容が第16項の表左側に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - 第7項の規定に基づいて旅行代金が増額された時。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 当協会が旅行者に対し、第4項に記載された期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - 当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- お客様は旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当協会がその旨を告げたときは、本項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当協会は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額(当協会の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

10 当協会による旅行契約の解除(旅行開始前)

- 当協会は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、すでに収受している旅行代金又は申込金の全額を払い戻しいたします。
 - お客様が、当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が、病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目)に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当協会の関与し得ない事由が発生した場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 第3項(2)の③から⑥までのいずれかに該当するとき。
- お客様が、第5項の契約書面に定める期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が当該旅行契約を解除したものとします。この場合において、第9項(1)に定める取消料に相当する額の違約料を当協会にお支払いいただけます。すでに収受している旅行代金又はお申込金がある場合は当該旅行代金又はお申込金から違約料を差し引いてお返しいたします。また、収受しているお申込金で違約料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

11 当協会による旅行契約の解除(旅行開始後)

- 当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - お客様が、第3項(2)の④から⑥までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の

命令その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2)当協会が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3)本項(2)の場合において、当協会は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (4)本項(1)の①又は④の場合により旅行開始後に当協会が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。このための費用はお客様の負担とします。

12 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第7項の規定により旅行代金が減額された場合又は第9項、第10項及び第11項の規定により旅行契約が解除された場合においてお客様に払い戻すべき金額が生じた場合は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)本項(1)の規定は、第14項又は第17項に規定するところによりお客様又は当協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

13 旅程管理

当協会は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当協会がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

- (1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3)お客様は旅行開始後終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会の指示に従わなければなりません。
- (4)当協会は、旅行の内容に添乗員その他の者を同行させて上記(1)及び(2)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当協会が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (5)当協会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会の指定する方法で支払わなければなりません。

14 当協会の責任及び免責事項

- (1)当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会又は当協会が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当協会は本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当協会は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当協会にお申し出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除く。)として賠償いたします。

15 特別補償

- (1)当協会は、前項(1)の規定に基づく当協会の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が当協会が実施する企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。その概要は次のとおりです。ただし、日程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。
 - ・死亡補償金として1500万円
 - ・入院見舞金として入院日数により2万円～20万円

【旅行企画・実施】千葉県知事登録旅行業地域-1008号

一般社団法人 勝浦市観光協会 本社営業所

千葉県勝浦市墨名 815-16

募集型企画旅行実施可能区域

勝浦市 鴨川市 いすみ市 大多喜町 御宿町

TEL0470-73-2500 FAX0470-73-6228

営業時間 08:30～17:15(定休日 12月31日、1月1日・2日・3日)

※当社の営業時間外にファクシミリ、電子メールでいただいたお申し出は、翌営業日に申出いただいたものとして取り扱います。

※営業時間に変更になる場合があります。

総合旅行業務取扱管理者 西村真一

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様のご旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点がありましたら、ご遠慮なく営業所の取扱管理者にお尋ねください。

・通院見舞金として通院日数により1万円～5万円

・携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

- (2)本項(1)の損害について、当協会が第14項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金額の限度において、当協会が支払うべき補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、疾病、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山、ボブスレー、スノダイビング、ハンググライダー搭乗他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は上記の保証金及び見舞金を支払いません。
- (4)当協会がこの特別補償規程に基づく保険金を支払う保険に加入している場合には、補償金又は見舞金が保険会社より支払われることがあります。

16 旅程保証

- (1)当協会は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金による表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体の安全確保のための必要な措置。
 - ②第9項から第11項までの規定に基づいて旅行契約が解除された部分にかかる変更。
- (2)上記にかかわらず、当協会が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率
1 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%(3.0%)
2 入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0%(2.0%)
3 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0%(2.0%)
4 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%(2.0%)
5 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%(2.0%)
6 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%(2.0%)
7 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%(5.0%)

()内は旅行開始後に変更通知を行った場合

17 お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、当協会の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18 お客様の個人情報の取扱い

当協会は、旅行申し込みの際に提出された申込書、手紙、電子メール等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険手続き上必要な範囲内でそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対しお客様の氏名、連絡先を電磁的方法等で送付することにより提供させていただきます。また、当協会では各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について

このご旅行条件書又はパンフレットに定めのない事項は、当協会の旅行業約款(標準旅行業約款)によります。

お申込・お問合わせ

一般社団法人 勝浦市観光協会 本社営業所
千葉県勝浦市墨名 815-6 0470-73-2500

お客様担当者(外務員)氏名